

東近江行政組合公告

東近江行政組合防火服一式の購入について、公募型プロポーザル方式による提案書を次のとおり募集するので公告する。

令和4年8月18日

東近江行政組合
管理者 小椋 正清

記

1 プロポーザルに付する事項

- (1) 件 名 防火服一式の購入
- (2) 実施日時
 - ア プレゼンテーション会 令和4年10月19日（水）午前9時から
 - イ フィールドテスト 令和4年10月24日（月）午前9時30分から
令和4年10月25日（火）午前9時30分から
- (3) 履行期限 契約締結日から令和5年12月28日（木）まで
- (4) 予定価格 非公表
- (5) 仕様書 東近江行政組合のホームページにおいて配付する。

2 参加資格

次の項目をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生開始手続の申立てをされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 自社若しくは自社の役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行っている者でないこと。（必要に応じて別に定める誓約書、役員名簿の提出及び当該役員について警察当局に照会することについて、あらかじめ了知すること。）

- (4) 管内構成市町（近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町、愛荘町）の内、いずれかの入札参加資格者名簿に登録されており、仕様書に記載している防火服一式を取り扱うことができる業者とする。また、入札参加停止又は指名停止中でないこと。

3 参加手続き

(1) 参加表明書

ア 提出書類

様式1「参加表明書」

イ 提出先

〒527-0037

滋賀県東近江市東今崎町5番33号 東近江行政組合総務課

ウ 提出方法

持参又は郵送すること。

郵送の場合は、郵送した旨の電話連絡行うこと。

エ 提出期限

令和4年9月15日（木）午後3時まで

(2) 実施時間等詳細通知

ア 通知日

令和4年10月6日（木）午後5時まで

イ 通知方法

メールにて通知を行う。

(3) 提案書及び見積書提出

ア 提案書

a 様式2から5の提案書（各参考図を含む）を作成し、簡易製本した後、正本1部、副本（写し）7部を提出すること。

b 様式2から5の提案書の作成に当たっては、各様式（各参考図を含む）ともにA4サイズ（片面印刷）とし、文字サイズは10.5ポイント以上で作成すること。

c 記述内容は可能な限り平易な用語を用い、専門用語のみの記載は避けること。

イ 見積書

a 仕様書を確認の上、「11 納入数」の品目及び数量毎の税抜単価及び総額を記載した見積書を1部提出すること。

なお、見積書には日付、住所、商号又は名称、代表者の氏名を記載するとともに、代表者印を押印すること。

b 様式6の見積内訳書を1部提出すること。

ウ 提出先

〒527-0037

滋賀県東近江市東今崎町5番33号 東近江行政組合総務課

エ 提出方法

持参又は郵送すること。

郵送の場合は、必ず書留郵便等の送達の確認ができる方法で行うこと。

オ 提出期限

令和4年10月3日（月）正午まで

カ 失格条件

見積書の記載内容に誤りがある場合、又は記載された金額が予定価格を超えた場合は失格となり、プロポーザルへの参加は認めない。この場合、速やかに書面及び電話連絡により通知する。

失格に対する異議等は受け付けない。

キ 各提出書類は、指定様式とし東近江行政組合ホームページに掲載の当公告に添付しているデータをダウンロードし使用すること。

4 仕様書に対する質疑について

(1) 質疑受付日時

令和4年9月6日（火）午前9時から正午まで（時間厳守）

(2) 質疑受付方法

東近江行政組合総務課宛に、質疑内容を書面（箇条書きの任意様式）にてファックスで提出すること。電話による質疑は受け付けない。

(3) 質疑に対する回答日時

令和4年9月9日（金）午後5時までに、東近江行政組合ホームページにて回答を行う。

5 プロポーザルの詳細

(1) 配点

ア プレゼンテーション会 配点 30%

イ フィールドテスト 配点 40%

ウ 価格 配点 30%

(2) 実施日時

ア プレゼンテーション会 令和4年10月19日（水）午前9時から

イ フィールドテスト 令和4年10月24日（月）午前9時30分から

令和4年10月25日（火）午前9時30分から

(3) 実施場所

- ア プレゼンテーション会 滋賀県東近江市東今崎町 5 番 33 号
東近江行政組合消防本部 5 階大会議室
- イ フィールドテスト 滋賀県近江八幡市小船木町 819 番地
東近江行政組合近江八幡消防署屋外訓練場

(4) 実施内容

- ア プレゼンテーション会
1 社 60 分（提案書を用いた説明等 50 分、質疑応答 10 分）
- イ フィールドテスト
審査員を 3 組に分け、各防火服一式のフィールドテストを順次実施する。
※参加業者はプレゼンテーション会の実施日に、下記(5)イに記載の防火服一式を持参し、当組合に貸与すること。防火服一式の返却方法は担当者と調整を行う。
なお、フィールドテストで参加業者の立会いは求めない。
- ウ 上記ア及びイの審査については、提案書に基づき審査する。

(5) 持参品

- ア プレゼンテーション会
- a パソコン（プロジェクター等は当組合が用意する。）
 - b 防火服一式（説明用）
- イ フィールドテスト
プレゼンテーション会にて下記の防火服一式を借用し、当組合にて審査を行う。
サイズや着数に調整が必要な場合は、当組合と協議すること。
- a 防火服上下 2 着以上（L 2 着以上）
 - b 防火帽 2 個以上（しころを含む）
 - c 防火長靴 2 足以上（26.5cm×1 足、27.0cm×1 足）

6 審査結果の公表

(1) 通知方法

書面による通知

(2) 通知予定日

令和 4 年 11 月 11 日（金）

(3) その他

審査の内容、経過及び理由については公表しない。また、結果に対する異議等は受け付けない。

7 その他の事項

- (1) 提出された書類は、本件の審査以外には使用しない。

- (2) 提案書に虚偽の記載をした場合は、提案書を無効とする。
- (3) 提出された提案書等は返却しない。
- (4) 提案書提出後における提案書の差し替え及び再提出は認めない。

8 問合せ先

東近江行政組合総務課

〒527-0037 滋賀県東近江市東今崎町5番33号

T E L : 0748-22-7600

F A X : 0748-22-7608